

九条俳句市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター 2017/8/12 Vol.15
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com



「九条俳句」市民応援団 検索
URL http://9jo-haiku.com

判決は 10月13日(金) 14時

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で!!

7月28日第12回口頭弁論で結審。弁護団最終書面提出。
9.6 裁判勝利市民のつどいへ。
そして10.13 勝利判決を市民の力でかちとろう!!

私たちはこの3年余りの裁判の闘いを通して、多くの「学び」「体験」「連帯」を共有することができました。これまで培った力を、声を総結集する時が来ました。判決です!!
10月13日さいたま地裁前を市民で埋めつくそう!!



9月6日(金) 18時30分~

裁判勝利！市民のつどい

武蔵浦和コミュニティセンター (多目的ホール)
(JR 武蔵浦和駅西口徒歩2分・サウスピア9階)
・森達也さん (映画監督・作家)
・原告、弁護団、各地から
★14時から「ハトは泣いている」上映

10月13日(金) 14時 判決

- ・13時 浦和駅西口からパレード出発
- ・13時40分 さいたま地裁前傍聴抽選
- ・14時 判決
- ・15時前 「記者会見」「報告会」

会場 埼玉佛教会「埼玉会館」(県庁そば)
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-13-18
TEL 048-861-2138

「九条俳句」裁判のこれまで

2014年	
6月上旬	東京・銀座で、集团的自衛権の行使容認に反対するデモ。それを見たさいたま市大宮区の女性(現原告)が「梅雨空に」の女性デモと詠む
24日	三橋公民館で俳句教室の句会。互選で公民館だよりの7月号の掲載作品に「梅雨空に」の作品を選ぶ
25日	三橋公民館「公民館の意見と誤解される恐れがある」と掲載拒否を連絡
30日	三橋公民館が、俳句コーナーを削除して7月号を発行
7月1日	政府、集团的自衛権の行使を認める閣議決定
4日	東京新聞が掲載拒否を報道
7日	事件を知った市民8人がさいたま市生涯学習センターに申し入れ ①許せない行為 ②文書で経過、再検討見直し ③次号への掲載をの3点を申し入れ。 センターは「掲載予定はない、公共施設としての判断だ」と回答
15日	市内外から批判が高まり、市教育委員会幹部が掲載の再検討を表明。「公民館だよりの掲載基準つくる」
17日	清水勇人さいたま市長、定例会見で「掲載拒否は」おおむね適正だ」と発言
22日	さいたま市教委が不掲載理由を説明
25日	「公民館だより掲載拒否」を考える市民の集い開催 120名参加
29日	稲葉康久・市教育長、定例会見で「今後も掲載しない」。公民館だよりの掲載基準について「世論を二分している内容の作品」は載せないと明言
8月	市民有志及びま地区労協が市議会に不掲載の撤回を求める請願を提出。 「俳句は文芸作品。掲載拒否は、学ぶ権利を保障する公民館の役割から逸脱する」として掲載拒否の撤回を求めた。
9月12日	市議会文教委員会、不掲載撤回を求める請願を継続審議と全会一致で決定
27日	俳句掲載拒否を考える市民の集い Part2 開催。160名参加。7月25日の集いに続き、市教委の担当者の出席を求めたが今回も出席せず
11月20日	さいたま市教育委員会定例会。市民からの請願を受け、三橋公民館の掲載拒否問題を取り上げた。対応の是非の議論がないまま、稲葉教育長に対応を一任することを確認した。「俳句掲載拒否を考える市民の集い Part3」開催。
12月5日	市議会文教委員会、公民館だより不掲載撤回を求める請願を再び継続審議に 三橋公民館が示していた不掲載理由を訂正。法解釈の誤りを専門家から指摘されたため、社会教育法や市の広告掲載基準を根拠としたことを撤回する一方、掲載の要求には応じられないと文書で通知
2015年	
3月16日	市教委で議論するよう請願を提出。稲葉教育長は「議題にしない」と明言
4月13日	有識者などでつくるさいたま市民館運営審議会が、掲載拒否の経緯を検証する第三者委員会の設置を市教委に要求。稲葉教育長は難色を示す。
6月10日	「九条俳句を考える」市民の集い開催。100名参加。
6月25日	公民館だより掲載拒否は憲法で保障された表現の自由の侵害。公民館だよりへの掲載と精神的苦痛に対する損害賠償を求め原告がさいたま地裁に提訴

7月4日	「九条俳句」市民応援団スタート集会開催。さいたま市ふれあい館ホールに100名を越す市民が集まった。
9月25日	さいたま地方裁判所101法廷で第1回口頭弁論。原告および弁護団が意見陳述を行った。裁判終了後報告会開催。100名参加
12月11日	第2回口頭弁論。さいたま市から第1回口頭弁論時に出された答弁書に反論しつつ、法的根拠を整理した陳述を弁護団が行った。報告会に100名参加
2016年	
1月29日	第3回口頭弁論。報告会に80名参加
31日	社会教育・コミュニティ施設を市民の手に取り戻すために 緊急シンポジウム
3月25日	第4回口頭弁論・報告会
5月20日	第5回口頭弁論・報告会 裁判終了後、佛教會館にて
6月25日	「九条俳句」1周年の集い ドキュメント「ハトは泣いている」上映 (140名)
7月8日	第6回口頭弁論・報告会 (80名)
10月14日	第7回口頭弁論・報告会 (70名)
10月26日	ドキュメント映画「ハトは泣いている」三橋公民館で上映 (40名)
11月3日	埼玉大で第1回「車座(暮らしと社会)ガク」・テーマ:「表現する」この意味で「ハトは泣いている」上映と交流 (40名)
12月9日	第8回口頭弁論・報告会
2017年	
1月20日	第9回口頭弁論 (証人尋問)・報告会 (70名)
3月10日	第10回口頭弁論 (証人尋問)・報告会 (70名)
3月19日	学習・表現の自由と社会教育シンポジウム (市民会館おおみや) (200名)
4月28日	第11回口頭弁論 最終証人尋問 原告・作者 (80名)
6月11日	「ハトは泣いている」熊谷上映
7月28日	第12回口頭弁論 最終弁論 (結審)・報告会 (120名)
8月30日	「記者会見」判決迎え
9月6日	裁判勝利！市民のつどい (武蔵浦和コミセン)
10月13日	判決・報告記者会見・行動



インフォメーション

- 8月22日 「むのたけじー周忌の集い」映画“笑う×101歳×2”(18時半与野本町コミセン)
- 8月25日 ペシャワール会 中村哲医師講演会 (18時半埼玉会館大ホール)
- 9月6日 「九条俳句」市民応援団 9・6 裁判勝利へ！市民のつどい
ゲストスピーカー 森達也さん講演 (18時30分 武蔵浦和コミュニティセンター)
- 9月17日 安保法制違憲訴訟青井未帆講演会 (18時30分 浦和東口コミセン 15会議室)
- 9月22~24日 戦後72年アジアとともにパネル展 (浦和東口コムナーレ9F)
- 9月27日 安保法制第6回口頭弁論 (11時さいたま地裁)
- 10月13日 「九条俳句」違憲国賠訴訟判決 (14時さいたま地裁)
- 10月28日 ドキュメンタリー映画「ハトは泣いている」がつくり出すもの (14時東京・文京区民センター 2A)

「九条俳句」9・6裁判勝利へ！市民のつどい
2017年9月6日(金)18時30分
武蔵浦和コミュニティセンター 多目的ホール
資料代・500円

「九条俳句」市民応援団は、10月13日(金)14時判決です。事件発生から3年、闘いは続きました。2年、訴訟のやり取り、裁判の経過、判決の意義、今後の展望など、ぜひお聞きください。メインゲスト 森達也さんを迎え、又原告・弁護団、各地の報告なども、裁判勝利をめでし、総結集のつどいとして、お待ちしております。

森達也さんプロフィール
映画監督・作家
『世界の中心を歩こう』『世界はもつと豊かだし、人はもつと優しい』

●10月13日(金)14時判決

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会 (通称・「九条俳句」市民応援団)

武内 暁 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

さあ判決！今こそ一人ひとりの声・行動を

- 賛同者運動 1100名突破 (1口1000円)
 - 「九条俳句」募集中
 - 毎月25日は「九条俳句」デー
- 振込先 ゆうちょ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

俳句訴訟 ひたぶる思い雲の峰 炎暑デモ 俳句訴訟の心意気

■最終弁論報告

2017年7月28日(金)
14時。2年余りに及んだ九条俳句訴訟第一審の最終弁論が行われました。

裁判期日を重ねるごとに、原告と被告の主張は多岐にわたりました。そこで、裁判のポイントを整理するため、3回の証人尋問の後、争点整理のための進行協議が2回にわたって行われてきました。最終弁論は、この争点整理を踏まえポイントを絞って行ったものです。

絞ったとはいえ、原告弁護団が最終弁論に向け裁判所に提出した準備書面は、4つに分けて合計90頁に及びました。準備書面15では、九条俳句

訴訟が全国での市民の表現・学習活動に対する行政の不当

な介入を代表する訴訟の一つであることを確認し、とくに、公民館という社会教育施設で発生した事件であることから、裁判所に対し、公民館職員の義務の内容、管理権者の管理権の限界、公民館における学習活動の重要性について正面から判断していただきたいことを主張しました。法廷では、久保田事務局長から熱心もった陳述がなされました。準備書面16では、公民館だよりに九条俳句を掲載させるための論理を整理しました。内容は難解な部分もありますが、ご確認いただければと思います。法廷では、小内弁護士よ

り、緻密で説得的な陳述がなされました。

準備書面17では、九条俳句不掲載により公民館職員が犯した義務違反の内容を確認するとともに、不掲載によって、原告の学習権ないし学習権を前提とする人格権としての公民館だよりにおいて学習成果たる俳句を発表する権利や、社会教育の自由が侵害されたことを確認しました。

準備書面18は根本弁護士と佐々木団長を中心作成された九条俳句不掲載により原告の表現の自由が侵害されたことを、パブリックフォーラムの理論等を踏まえながら、改めて確認しました。これらの最終弁論を何とかまとめることができたのも、

に判断いただきたいこととして、この裁判は全国で起こっている類似案件も多くあり、全国から注目されていることを主張した。そして、①社会教育施設の公民館職員の職務懈怠の内容、②公民館の管理権の限界がきわめて限定されるべきこと、③原告が侵害された利益が、学習権等の憲法上の基本的人権に支えられたものであることに言及した。また、公民館が独善的に判断してしまい、専門家の意見を聞いていないことや公民館だ

よりは学習の発表の場になっていることを考えに入れていないことなど公民館そのものの位置づけ、公民館だよりの役割、市民の学習権などもこの裁判を通じて明快にすべきとの主張を行ったことが報告された。

■峠越え汗も涙も結審へ

その後、会場からは三橋俳句会の代表はじめ九条俳句が高度の文化性をもっており、勝利判決に向けて活発な質疑応答が行われた。恒例の俳句

三橋俳句会(七月例会) 席題 「九条俳句」

判決の 近づく不安 鱗雲
梅雨明けや 九条俳句に 勝名乗り
「九条俳句」勝利を信じ 夏の夢
桑の実を 食みて九条の 集会へ
遠き夏 苦き思ひで 守ろう九条
九条の 重みに拳 生身魂 (兜太師講演)
不条理な 蛇に負けるな 蛙たち (九条俳句「裁判」)
雨上がる 九条俳句に 贈る虹
声を出す 「九条俳句」夏嵐
戦なき 「九条」守り 夏来たり
力寄せ 九条俳句 五月晴れ
晩夏光 「九条」説きし 翁遠く
稲妻や 九条俳句の 決戦日



は、原告から「俳句訴訟ひたぶる思い雲の峰」「炎暑デモ俳句訴訟の心意気」の2句が詠みあげられました。最後は佐藤一子さんのまとめがあり、「峠越え汗も涙も結審へ」の句で結ばれました。

満席に近いこの会場の熱気が、これからの「市民のつどい」や人々の言動を通じて、「さいたま市」が全国のモデルケースになる勝利の判決が出されるに違いないと思った。(市民応援団 坂木秀久)

社会教育関係をはじめとする研究者の皆様の理論と実態とにわたる全面的なご支援と、各集会や傍聴席を毎回満員に埋めていただいた市民応援団の皆様熱意の賜物です。原告を中心に三位一体で築き上げてきたものが裁判所に響き、10月13日に歓喜の輪がはかりです。(弁護団事務局次長石川智士)

最終弁論報告会

判決は10月13日
14時に決定

第12回口頭弁論の報告会は、市民会館うらわのコンサート室に120人の参加のもと行われました。

市民応援団長より判決の日の報告と「当たり前前のことを当たり前にできる市民の権利を勝ち取るための裁判にすため、『市民のつどい』を9月6日に行う」という案内があった。原告からは弁護団、市民応援団にお礼の言葉があり、「こんなことって、おかしいのではないか」「黙っていて、死ぬときに後悔するのはイヤだ」という思いから提訴に踏み切ったということを改めて報告があった。

弁護団からは本日の口頭弁論で主張したことの内容が報告された。12回に渡る口頭弁論の傍聴席がいつも満席であったことは裁判をすすめる上で原動力になった。裁判所

私も応援ついでに私も

★私は、この運動に参加させていたただくようになったのは、原告の方と懇意にさせていたでいていたことによるもので、これまで社会教育に関する運動にはほとんど無関心でした。

しかし、弁護団、社会教育研究者、市民応援団の一体となった運動は、未来を見据えた力強いもので、この裁判や報告会に参加するたびに、私は知的好奇心にかられ、アカデミックな新鮮さと、明日へのたたかひの展望を与えられました。

いよいよ判決の日程が決まり、勝利へのたたかひの山場をむかえました。この裁判には表現の自由、学ぶ権利の保障が問われています。それは民主主義と人間の尊厳にかかわることであると思います。どうしても、この裁判に勝利したいと思います。私も全力で頑張ります。(中谷清司)

★第11、12回口頭弁論の報告会やHPにて、市民応援団の皆さんの、見過ごしてはならないと活動を始め、集いを催し、長期に渡る裁判を支え続け、勝訴が解決ではないとその後を考える姿を拝見した。

私はこれまで、勉強はして参加しても効果があるのか内心疑問だった。そんな私に応援団の方は「まだ溜める期間だよ」と言ってくださり、市民の力が社会を動かすことを背中教えてくださった。

5月の職場内研修で九条俳句問題を取り上げ、社会教育職員として考えるべきことを議論した。全員で同じ問題を共有したことで、忙しいなかでも対外的でなく本質的な会話がしやすくなったと感じる。超小幅だが、一歩ずつ現場で頑張りたい。(目黒区社会教育指導員 山田和麦)

(中谷清司)

(山田和麦)